

東久留米市地域センター・市民プラザ指定管理者の候補者の選定結果

指定管理者の候補者として、下記のとおり選定委員会から選定されました。

1. 指定管理者を設置する施設

- (1) 東久留米市立西部地域センター
- (2) 東久留米市立南部地域センター
- (3) 東久留米市立東部地域センター
- (4) 東久留米市滝山地区センター（東久留米市立西部地域センター内）
- (5) 東久留米市ひばりが丘地区センター（東久留米市立南部地域センター内）
- (6) 東久留米市大門町地区センター（東久留米市立東部地域センター内）
- (7) 東久留米市市民プラザ

2. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3. 指定管理者の応募申請件数

2件

4. 指定管理者優先交渉権者の名称等

名 称 株式会社セイウン
代表者 代表取締役 黒川 晴予
所在地 埼玉県さいたま市桜区田島九丁目31番1号

5. 選定理由

評価基準（※）に基づき、提出された書類の審査及びプレゼンテーション審査により総合的に評価した結果による。

（※）以下の観点より評価

- ①公平な使用の確保
- ②市民サービスの向上
- ③経費の節減など効率的な運営
- ④安定的な施設サービスの継続的な提供
- ⑤施設の特性を考慮した基準

詳しくは、市民部生活文化課市民相談・施設係 電話042-470-7738へ。

福祉保健部福祉総務課高齢者福祉係 電話042-470-7741へ。